

# 特別定額給付金の申請を受け付けています

一人あたり  
10万円

## 一 特別定額給付金とは？一

特別定額給付金は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言下での家計への支援を迅速かつ的確に行う目的で給付されます。

### ●給付対象者

基準日（令和2年4月27日）時点で住民基本台帳に記録されている方（外国人の方を含む）

### ●受給権者

基準日（令和2年4月27日）時点で住民基本台帳に記録された世帯主の方

### ●給付額

給付対象者1人につき100,000円

### ●申請期限

郵送・オンライン申請ともに令和2年8月26日（消印有効）までとなります。期限を過ぎますと特別定額給付金を受給できませんのでご注意ください。

## ■受給までの流れ■



郵便での申請

申請書に必要事項記入後、世帯主（申請・受給者）の本人確認書類および通帳などのコピーとともに返送してください。



オンライン申請

「マイナポータル」にアクセスし、世帯情報、振込先口座などを入力した上で、振込先口座の確認書類の画像をアップロードしてください。

### 【市役所の事務処理】

書類や入力データに不備があった方には申請書などの返送や郵送でお知らせしますので、不備を補正し、再度申請してください。

※申請内容に不備や不足がある場合は、給付までの期間が延びることになりますのでご注意ください。

### 【口座振込】

指定の口座に振り込みます。（申請書の返送およびオンライン申請より約2～3週間後となります。）

※振込通知の郵送はいたしません。通帳記帳などでご確認ください。

※やむを得ず窓口で受取をされる方（金融機関の口座がない方で、代理人口座での受取もできない方）は申請書を郵送でご提出いただき、後日、支払日を通知して給付させていただきます。口座振込よりも給付までに時間を要します。

## 「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください！

市や国（総務省）などが・・・

- ❗ 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ❗ 「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。
- ❗ メールを送り、URL をクリックして申請手続きを求めることは、絶対にありません。

不審な電話やメールを受け取ったら、迷わず以下へご相談ください。

- ▶ お近くの警察署 ▶ 警察相談専用電話（#9110） ▶ 羽曳野市役所 ▶ 消費者ホットライン「188」（局番なしの3桁） ▶ 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン「0120-213-188」

☆特別定額給付金について詳しくは以下の URL または QR コードから  
<https://kyufukin.soumu.go.jp>（総務省 特別定額給付金特設サイト）



▶ お問い合わせはこちら 特別定額給付金コールセンター ☎ 0120-26-0020 9:00～18:30（休日問わず）

◎6月中頃になっても申請書が届かない方がおられましたら、下記までお問い合わせください。

市長公室 特別定額給付金事業推進チーム

☎ 072-947-0115（直通）9:00～17:30（土・日・祝日を除く）